

平成20年6月13日

県内各高等学校長 様

岐阜県司法書士会  
会長 小 玉 光 春

## 「高校生のための消費者教育講座」開催のご案内

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども司法書士は、登記・裁判事務を通じて市民生活から派生する日常的な法律問題の解決に寄与することをその職務としており、当会は県下全司法書士が加入する法人です。

近年、悪徳商法の被害に遭う若者が急増し、就職者に限らず、進学者もその被害に遭っています。また、安易なクレジット契約やカードローンの締結から多重債務に陥り、自己破産申立て等債務整理せざるを得ないケースも目立ってきており、私ども司法書士への依頼件数も増加の一途をたどっています。これらの相談を受けるにつけ「消費者としての基礎的な法律知識があれば防げたかもしれない」と感じる場合が少なくありません。健全な社会生活を送るためには、健全な消費者としての感覚と法律知識が不可欠です。

当会では司法書士総合相談センターを設置し、各地で毎月無料相談会を開催していますが、トラブル発生後に個別に相談を受けているだけでは根本的な解決にならないとの思いから、数年前より各校へ出向いてトラブル予防のための講座を開催してまいりました。今年度も引き続き開催することといたしましたので、貴校のカリキュラムの一環としてご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

開催のご希望がございましたら、同封の申込書を FAX にて下記事務局あてお送り願います。後日、当会担当者よりご連絡いたします。

尚、開催日時についてはできる限りご要望にお応えしますが、日程の都合上ご要望に沿えない場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

敬具

費用 無料

申込締切 平成20年8月31日（締切厳守）

開催期間 平成20年10月1日～平成21年2月28日

講座の内容

1. 未成年者と契約
2. 若者を狙う悪質商法
3. クレジット契約・クレジットカードの仕組みと危険
4. お金をかりることについて
5. ネット詐欺、出会い系サイトなど携帯電話トラブル

以上のような内容を開催時間に合わせ、わかりやすくお話いたします。

※尚、開催は一校につき一回とさせていただきます。

お申し込み先

〒500-8114

岐阜市金竜町5丁目10番地1 岐阜県司法書士会事務局

TEL 058-246-1568 FAX 058-245-2327